

# 第 10 回

## 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日 時 平成 15 年 10 月 24 日 (金) 午後 2 時 ~

場 所 すこやかセンター伊野 大会議室

## 第10回 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日時：平成15年10月24日（金） 午後2時～

場所：すこやかセンター伊野 大ホール

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

#### (1) 協議事項

協議第38号 使用料、手数料等の取扱いについて〔協定項目第15号〕

協議第39号 保健衛生関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-9号〕

協議第40号 社会福祉協議会の取扱いについて〔協定項目第23-16号〕

協議第41号 公の施設の取扱いについて〔協定項目第23-10号〕

協議第42号 町村の慣行の取扱いについて〔協定項目第19号〕  
名誉町民

#### (2) 議 案

議案第11号 平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算(第2号)(案)について

#### (3) その他

第11回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

### 5 閉 会

## 第 10 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議資料目次

### ( 1 ) 協議事項

協議第 38 号	使用料、手数料等の取扱いについて〔協定項目第 15 号〕…………… P 1 ~ 2 2
協議第 39 号	保健衛生関係事業の取扱いについて〔協定項目第 23 - 9 号〕…………… P 23 ~ 2 9
協議第 40 号	社会福祉協議会の取扱いについて〔協定項目第 23 - 16 号〕…………… P 30 ~ 3 5
協議第 41 号	公の施設の取扱いについて〔協定項目第 23 - 10 号〕…………… P 36 ~ 5 0
協議第 42 号	町村の慣行の取扱いについて〔協定項目第 19 号〕…………… P 53 ~ 5 4 名誉町民

### ( 2 ) 議 案

議案第 11 号	平成 15 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算(第 2 号)(案)について …………… P 5 1
----------	---

### ( 3 ) その他

第 11 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について…………… P 5 2
--

協議第38号

使用料、手数料等の取扱いについて

別紙のとおり使用料、手数料等の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年10月24日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目15 使用料、手数料等の取扱い			
	主な使用料			
	現況			
	伊野町	吾北村	本川村	
福祉施設	【伊野町総合保健福祉センター】（消費税別）		【本川村生活支援ハウス】 （高齢者生活福祉センター）	
	・大会議室	9～13時 4,000円 13～17時 4,000円 17～21時 4,000円 超過（1時間） 1,000円		生活支援ハウス居住部門利用料（月額）
	・中会議室1	9～13時 2,000円 13～17時 2,000円 17～21時 2,000円 超過（1時間） 1,000円		対象収入による階層区分
	・中会議室2	9～13時 2,000円 13～17時 2,000円 17～21時 2,000円 超過（1時間） 1,000円		A 1,200,000円以下 0円
	・食生活改善教室	9～13時 2,000円 13～17時 2,000円 17～21時 2,000円 超過（1時間） 1,000円		B 1,200,001円～1,300,000円 4,000円
	・栄養実習室	9～13時 2,000円 13～17時 2,000円 17～21時 2,000円 超過（1時間） 1,000円	該当なし	C 1,300,001円～1,400,000円 7,000円
	・その他の施設	9～13時 2,000円 13～17時 2,000円 17～21時 2,000円 超過（1時間） 1,000円		D 1,400,001円～1,500,000円 10,000円
				E 1,500,001円～1,600,000円 13,000円
				F 1,600,001円～1,700,000円 16,000円
				G 1,700,001円～1,800,000円 19,000円
				H 1,800,001円～1,900,000円 22,000円
				I 1,900,001円～2,000,000円 25,000円
				J 2,000,001円～2,100,000円 30,000円
				K 2,100,001円～2,200,000円 35,000円
				L 2,200,001円～2,300,000円 40,000円
				M 2,300,001円～2,400,000円 45,000円
				N 2,400,001円以上 50,000円
				【本川村立長沢共同墓地】 永代使用料（6.6㎡） 100,000円
		利用者が営利を目的として使用する場合は、上記の額に2を乗じて得た金額とする。		
		【複合福祉施設ウエルネス伊野】		
		対象収入による階層区分（利用者負担額 月額）		
		・50万円以下	1人室 4,000円 2人室 4,800円	
		・50万1円～100万円	1人室 8,000円 2人室 9,600円	
	・100万1円～150万円	1人室 12,000円 2人室 14,400円		



項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い				
	主な使用料				
	現		況		
	伊野町	吾北村	本川村		
観光等施設	【一般展入場料】		4 お祭り広場使用料		
	・個人 紙の博物館 大人 500 円		種類	区分	
	高校生以下小学生以上 100 円			使用料	
	・団体 紙の博物館 大人 400 円		お祭り広場	電気使用 無	一回につき 3,100 円
	高校生以下小学生以上 80 円			電気使用 有	3 時間まで 5,700 円
	・個人 ギャラリーコパ 大人 100 円				1 時間増すごとに 800 円
	高校生以下小学生以上 100 円		5 野外ステージ使用料		
	・団体 ギャラリーコパ 大人 50 円		種類	使用料	
	高校生以下小学生以上 50 円		野外ステージ	3 時間まで 6,100 円	
	・個人 共通券 大人 550 円			1 時間増すごとに 1,000 円	
	高校生以下小学生以上 150 円		6 キャンプ場使用料		
	・回数券 紙の博物館 5,000 円		種類	使用料	
	(500円×12枚綴り)		キャンプ場(テントサイトのみ)	1 サイト(泊) 500 円	
	・個人 ギャラリーコパ 1,000 円		オートキャンプ場	1 サイト(泊) 2,000 円	
	(100円×12枚綴り)		但し、原則として1泊とは、午後4時から午前10時までとする。又、デイキャンプ(午前10時から午後4時まで)の料金は、上記の半額とする。		
	【特別展入場料】	単位：円	7 パークゴルフ場使用料		
	・個人 紙の博物館 大人 1,000 以下		種類	使用料	
	高校生以下小学生以上 500 以下		パークゴルフ場(一人あたり)	コース使用料 300 円	
	・団体 紙の博物館 大人 800 以下			用具使用料 200 円	
	高校生以下小学生以上 400 以下				
・個人 ギャラリーコパ 大人 300 以下					
高校生以下小学生以上 300 以下					
・団体 ギャラリーコパ 大人 200 以下					
高校生以下小学生以上 200 以下					
団体は20人以上を指す。					

項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い					
	主な使用料					
	現		況			
	伊野町	吾北村		本川村		
観光等施設		8 貸与				
			区分	単位	料金	備考
			寝具	1セット(敷布、掛布、毛布、枕各1)	1,000円	1泊2日
			毛布	1枚	200円	"
			大工器具	1セット	100円	1日当たり
			ソリ	1個	100円	1時間当たり
			キャンプテント	6人用1セット	1,200円	1泊2日
				4人用1セット	1,000円	"
				2人用1セット	800円	"
			寝袋	1枚	200円	"
			キャンプセット	1セット	500円	"
			飯ごう	1個	100円	"
			大鍋(20人用)	1個	200円	"
			てんとう虫カー	1台	100円	3分間
			マウンテンバイク	1台	500円	1回(3時間当たり)
		天体望遠鏡	1台	300円	1夜当たり	
		バードウォッチングスコープ	1台	500円	1日	
		バーベキュー用具(コンロ・網・テーブル)	1セット	400円	1回	
教員住宅	該当なし	【吾北村有教員住宅】 ・吾北村有教員住宅使用料 1㎡あたり 120円		【本川村教員住宅】 ・長沢小学校 1ヶ月 4,869円 ・本川中学校(3戸) 1ヶ月 5,257円 ・本川中学校(2戸) 1ヶ月 8,308円 ・本川中学校第2住宅6戸建 1ヶ月 5,217円 ・本川小学校住宅5戸建 1ヶ月 5,082円 ・越裏門小学校住宅4戸建(3戸) 1ヶ月 5,227円 ・越裏門小学校住宅4戸建(1戸) 1ヶ月 7,468円		

項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い		
	主な使用料		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
小中学校施設	屋外運動場夜間照明 ・枝川小学校 1時間 800円 ・神谷中学校 1時間 400円 ・川内小学校 1時間 300円	昼間 1,000円 夜間 1,500円 昼夜間 2,000円	1日1校 1,540円
公民館等施設	<b>【伊野町立公民館】</b> ・調理室 9～13時 1,050円 13～17時 1,300円 17～22時 1,950円 超過(1時間) 450円 ・第1会議室 9～13時 650円 13～17時 800円 17～22時 1,200円 超過(1時間) 250円 ・第2会議室 9～13時 350円 13～17時 400円 17～22時 600円 超過(1時間) 150円 ・第3会議室 9～13時 650円 13～17時 800円 17～22時 1,200円 超過(1時間) 250円 ・大集会室 9～13時 1,300円 13～17時 1,600円 17～22時 2,300円 超過(1時間) 500円 ・和室1 9～13時 350円 13～17時 400円 17～22時 600円 超過(1時間) 150円 ・和室2 9～13時 300円 13～17時 350円 17～22時 500円 超過(1時間) 100円 ・大集会室2 9～13時 1,300円 13～17時 1,600円 17～22時 2,300円 超過(1時間) 500円 ・上記に定める額に105/100を乗じて得た額(10円未満切り捨て)を納付	<b>【吾北村立中央公民館使用料】</b> ・研修室 使用料(基本4時間まで) 2,100円 使用料(追加1時間毎) 500円 冷暖房(基本4時間まで) 600円 冷暖房(追加1時間毎) 100円 ・調理実習室 使用料(基本4時間まで) 4,200円 使用料(追加1時間毎) 900円 冷暖房(基本4時間まで) 1,100円 冷暖房(追加1時間毎) 100円 ・会議室 使用料(基本4時間まで) 3,200円 使用料(追加1時間毎) 700円 冷暖房(基本4時間まで) 600円 冷暖房(追加1時間毎) 100円 ・和室(2間) 使用料(基本4時間まで) 2,100円 使用料(追加1時間毎) 500円 冷暖房(基本4時間まで) 600円 冷暖房(追加1時間毎) 100円 ・集会室 使用料(基本4時間まで) 21,000円 使用料(追加1時間毎) 500円 冷暖房(基本4時間まで) 10,500円 冷暖房(追加1時間毎) 2,100円 ・祭壇 使用料(基本4時間まで) 5,300円 使用料(追加1時間毎) 4,200円 <b>【清水・小川・下八川各公民館】</b> ・全館 使用料(基本4時間まで) 10,500円 使用料(追加1時間毎) 2,100円 冷暖房(基本4時間まで) 4,200円 冷暖房(追加1時間毎) 900円 ・集会室 使用料(基本4時間まで) 5,300円 使用料(追加1時間毎) 1,100円 冷暖房(基本4時間まで) 2,600円 冷暖房(追加1時間毎) 600円 ・現在、吾北村内の社会教育・体育関係利用時は無料	<b>【本川村プラチナ交流センター ・脇ノ山公民館・越裏門公民館】</b> ・大ホール 使用料(基本4時間) 2,060円 追加料金(1時間毎) 200円 ・和室(1室) 使用料(基本4時間) 510円 追加料金(1時間毎) 100円 ・その他の研修室 使用料(基本4時間) 510円 追加料金(1時間毎) 100円 ・調理自習室 使用料(基本4時間) 510円 追加料金(1時間毎) 100円 ・使用は午前8時30分より午後11時まで ・宿泊者の利用料金は1名1,030円(午後5時から翌日午前9時) ・使用者が入場料又は会費の類を徴収するものにあつては、10割以内の増料を徴収することが出来る ・設備機器使用料については、申請書の提出のみで使用料金は徴収しない

項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い		
	主な使用料		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
公民館等施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者が入場料を徴収する場合には、5倍に相当する額とする</li> <li>・冷暖房を使用する場合には、使用料の20%に相当する額を加算する</li> <li>・大集会室2を分割して使用する場合は、上記の額の半額とする</li> <li>・社会教育及び学校教育並びに公共の用に供する場合は納付を要しない</li> </ul>		
体育館等施設	<p>【伊野町体育館】</p> <p>(専用使用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技場 <ul style="list-style-type: none"> <li>9～13時 2,000円</li> <li>13～17時 2,300円</li> <li>17～22時 3,250円</li> <li>超過(1時間) 800円</li> </ul> </li> <li>・ステージ <ul style="list-style-type: none"> <li>9～13時 650円</li> <li>13～17時 800円</li> <li>17～22時 900円</li> <li>超過(1時間) 150円</li> </ul> </li> <li>・放送施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>9～13時 650円</li> <li>13～17時 800円</li> <li>17～22時 900円</li> <li>9時以前22時以降 150円</li> </ul> </li> </ul> <p>(部分使用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットコート <ul style="list-style-type: none"> <li>9～13時 400円</li> <li>13～17時 450円</li> <li>17～22時 500円</li> <li>9時以前22時以降 650円</li> </ul> </li> <li>・バレーコート <ul style="list-style-type: none"> <li>9～13時 250円</li> <li>13～17時 350円</li> <li>17～22時 400円</li> <li>9時以前22時以降 500円</li> </ul> </li> <li>・バトミントンコート <ul style="list-style-type: none"> <li>9～13時 200円</li> <li>13～17時 300円</li> <li>17～22時 350円</li> <li>9時以前22時以降 400円</li> </ul> </li> <li>・バトミントンコート <ul style="list-style-type: none"> <li>9～13時 80円</li> <li>13～17時 90円</li> <li>17～22時 100円</li> <li>9時以前22時以降 130円</li> </ul> </li> </ul>	<p>【吾北村立村民体育館】</p> <p>(村内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>9時～12時 1,100円</li> <li>12時～17時 1,600円</li> <li>17時～22時 2,400円</li> </ul> </li> <li>・個人 <ul style="list-style-type: none"> <li>9時～12時 1,600円</li> <li>12時～17時 2,600円</li> <li>17時～22時 3,700円</li> </ul> </li> </ul> <p>(村外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>9時～12時 2,200円</li> <li>12時～17時 3,200円</li> <li>17時～22時 4,800円</li> </ul> </li> <li>・個人 <ul style="list-style-type: none"> <li>9時～12時 3,200円</li> <li>12時～17時 5,200円</li> <li>17時～22時 7,400円</li> </ul> </li> </ul> <p>但し、管理者が教育及び公共事業のために使用する場合その他必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p>	<p>【本川中・本川小・越裏門小】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日 18時30分～22時 1,540円</li> <li>・日、祝祭日 9時～22時 1,540円</li> <li>長期休業日</li> </ul> <p>利用料：1日、使用時間に関係なく1,540円  利用許可：村内在住、在勤者若しくは、在学するものが団体を構成し、かつ、当該団体に監督者として成人が含まれる場合。</p>

項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い		
	主な使用料		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
体育館等施設	付加使用料 入場料等徴収しない場合 ・体育施設 町 民：無 料 その他：基本使用料に相当する額 ・その他 町 民：基本使用料に相当する額 その他：基本使用料の 2 倍に相当する額 入場料等徴収する場合 ・体育施設 町 民：基本使用料に相当する額 その他：基本使用料の 2 倍に相当する額 ・その他 町 民：基本使用料の 2 倍に相当する額 その他：基本使用料の 5 倍に相当する額 町民とは、伊野町内に住所、事務所、又は事業所を有する者をいう。		
運動場等施設	<b>【伊野町総合運動場】</b> (野球場) ・登録団体 6 ~ 8 時           800 円 8 ~ 1 2 時       1,600 円 1 2 ~ 1 5 時     1,600 円 1 5 ~ 1 8 時     1,600 円 1 8 ~ 2 2 時     1,600 円 ・登録外 6 ~ 8 時           2,400 円 8 ~ 1 2 時       4,800 円 1 2 ~ 1 5 時     4,800 円 1 5 ~ 1 8 時     4,800 円 1 8 ~ 2 2 時     4,800 円 (放送室等) ・登録団体 6 ~ 8 時           1,000 円 8 ~ 1 2 時       1,000 円 1 2 ~ 1 5 時     1,000 円 1 5 ~ 1 8 時     1,000 円 1 8 ~ 2 2 時     1,000 円 ・登録外 6 ~ 8 時           3,000 円 8 ~ 1 2 時       3,000 円 1 2 ~ 1 5 時     3,000 円 1 5 ~ 1 8 時     3,000 円 1 8 ~ 2 2 時     3,000 円	<b>【吾北村民運動場】</b> ・村内 [ 団体 ] 午前           600 円 午後           1,100 円 夜間           600 円 1 日           1,600 円 ベース一式     200 円 [ 個人 ] 午前           1,100 円 午後           1,600 円 夜間           1,100 円 1 日           2,600 円 ベース一式     300 円 ・村外 [ 団体 ] 午前           1,100 円 午後           2,100 円 夜間           1,100 円 1 日           3,200 円 ベース一式     500 円 [ 個人 ] 午前           2,100 円 午後           3,200 円 夜間           2,100 円 1 日           5,300 円 ベース一式     700 円 入場料又は会費等を徴収する場合は料金表に 2 を乗じて得た額とする。	<b>【運動場】</b> ・使用料：1 日、使用時間に関係なく   1,540 円 * 利用時間 4 ~ 1 1 月 平日                           18:30 ~ 22:00 日・祝祭日・長期休業日 9:00 ~ 22:00 1 2 ~ 3 月 平日                           18:30 ~ 22:00 日・祝祭日・長期休業日 9:00 ~ 22:00 利用許可：村内在住、在勤者若しくは、在学するものが団体を構成し、かつ、当該団体に監督者として成人が含まれる場合。

項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い			
	主な使用料			
	現 況			
	伊野町	吾北村	本川村	
運動場等施設	(夜間照明)		但し、管理者が公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。	
	・登録団体	1 5 ~ 1 8 時 ( 3 0 分 ) 2,000 円		
		1 8 ~ 2 2 時 ( 3 0 分 ) 2,000 円		
	・登録外	1 5 ~ 1 8 時 ( 3 0 分 ) 4,000 円		
		1 8 ~ 2 2 時 ( 3 0 分 ) 4,000 円		
	(補助グラウンド)			
	・登録団体	6 ~ 8 時 400 円		
		8 ~ 1 2 時 800 円		
		1 2 ~ 1 5 時 800 円		
		1 5 ~ 1 8 時 800 円		
・登録外	6 ~ 8 時 1,200 円			
	8 ~ 1 2 時 2,400 円			
	1 2 ~ 1 5 時 2,400 円			
	1 5 ~ 1 8 時 2,400 円			
	登録団体とは伊野町内に在住し、又は勤務する者が過半数を占める団体で、あらかじめ管理者に登録した団体をいう。			
(テニス場)				
・テニス場	町内 1 時間当たり 300 円			
	町外 1 時間当たり 600 円			
・壁面コート	町内 1 時間当たり 100 円			
	町外 1 時間当たり 200 円			
	町内とは伊野町内に在住し、または勤務する者が使用する場合の区分をいう			
集会所等施設	【伊野町天王コミュニティーセンター】		【吾北村山村開発センター】	
	・会議室	9 ~ 1 3 時 1,300 円	・大会議室	村内 使用料 6,300 円
		1 3 ~ 1 7 時 1,600 円	基本料金 4 時間	冷暖房 3,200 円
		1 7 ~ 2 2 時 2,300 円		村外 使用料 10,500 円
		超過 ( 1 時間 ) 500 円		冷暖房 4,200 円
	・調理室	9 ~ 1 3 時 1,050 円	追加料金 1 時間	村内 使用料 1,100 円
		1 3 ~ 1 7 時 1,300 円		冷暖房 600 円
		1 7 ~ 2 2 時 1,950 円		村外 使用料 2,100 円
		超過 ( 1 時間 ) 450 円		冷暖房 900 円
	・和室	9 ~ 1 3 時 350 円	・式場	
	1 3 ~ 1 7 時 400 円	基本料金 4 時間	使用料 3,200 円	
	1 7 ~ 2 2 時 600 円		冷暖房 600 円	
	超過 ( 1 時間 ) 150 円	追加料金 1 時間	使用料 700 円	
	上記に定める額に105/100を乗じて得た額(10円未満切り捨て)			
	会議室を分割して使用する場合は、上記の額の半額とする。			
		・和室	村内 1 室 使用料 1,100 円	
		基本料金 4 時間	冷暖房 300 円	

項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い						
	主な使用料						
			現		況		
	伊野町	吾北村		本川村			
集会施設等	【伊野町高野ヶ谷集会所】		村外、1室	使用料	1,100 円		
	・集会所	4 時間未満		冷暖房	300 円		
		4 時間以上	300 円	追加料金	村内	使用料	300 円
			500 円		冷暖房	100 円	
					村外	使用料	300 円
					冷暖房	100 円	
				・研修室	基本料金 4 時間	使用料	2,100 円
					冷暖房	600 円	
					追加料金 1 時間	使用料	500 円
					冷暖房	100 円	
				・調理実習室	基本料金 4 時間	使用料	4,200 円
					冷暖房	1,100 円	
					追加料金 1 時間	使用料	900 円
					冷暖房	100 円	
			・ロビー	村内	使用料	8,400 円	
				基本料金 4 時間	冷暖房	4,200 円	
				村外	使用料	10,510 円	
				冷暖房	5,300 円		
			追加料金 1 時間	村内	使用料	1,500 円	
				冷暖房	700 円		
				村外	使用料	1,500 円	
				冷暖房	700 円		

項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い							
	主な使用料							
現 況								
道路占用料	伊野町			吾北村	本川村			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料	
道路占用料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	770 円	該当なし	電柱（支柱・支線柱を含む）	1本につき1年	560 円
		第2種電柱		1,200 円				
		第3種電柱		1,600 円				
		第1種電話柱		690 円		電話柱（支柱・支線柱を含む）	200 円	
		第2種電話柱		1,100 円				
		第3種電話柱		1,500 円				
		その他の柱類		53 円		その他の柱類	920 円	
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7 円				
		地下電線その他地下に設ける線類		4 円				
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100 円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	520 円
		郵便差出箱		450 円				
		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100 円		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,850 円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100 円	その他のもの（電線及び電柱類の支線を除く）	長さ1メートルにつき1年	40 円		
					占専用面積1平方メートルにつき1年	520 円		
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36 円	法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	80 円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53 円		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		200 円		
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71 円		外径が1メートル以上のもの		420 円		
外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		140 円		その他のもの	外径が0.4メートル未満のもの	100 円		
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		360 円				外径が0.4メートル以上のもの	250 円	
外径が1メートル以上のもの		710 円						
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100 円	天幕、日よけ、雨よけ（仮設日さし）その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	520 円			

項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い									
	主な使用料									
現 況										
道路占用料	伊野町				吾北村	本川村				
	占用物件		単位	占用料		占用物件	単位	占用料		
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	11 円	該当なし					
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	110 円						
	令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		110 円	看板(広告類、電柱等の添架を含む)	一時的なもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180 円
			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		1,100 円		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,850 円
		標識	1本につき1年	850 円			アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,850 円
	旗ざお	祭礼・縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11 円				その他のもの		920 円
			その他のもの	1本につき1月		110 円				
	幕		祭礼・縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		11 円				
			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		110 円				
	アーチ		車道を横断するもの	一基につき1月		1,100 円				
			その他のもの			540 円				
		令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料	占用面積1平方メートルにつき1月	110 円			政令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料	占用面積1平方メートルにつき1月	180 円	
	備考						備考			
<p>1 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 表示面積又は占用面積が1平方メートル未満であるとき及びこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときはこれを1平方メートルと計算し、長さが1メートル未満であるとき及び長さに1メートル未満の端数があるときはこれを1メートルとして計算する。</p>						<p>1 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>2 「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の「その他のもの」の項中「長さ1メートルにつき1年」の項に定める占用料の額は、線類について「占用面積1平方メートルにつき1年」の項に定める占用料の額は、線類以外のものについて適用するものとする。</p>				

項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い				
	主な使用料				
	現			況	
河川占用料	伊野町			吾北村	本川村
	種別	単位	占用料	該当なし	該当なし
	住居又は業務の用に供する建物(仮設ひさしの類を含む。)	年額1平方メートル	200円		
	広告・看板の類(広告板の面積による。)	板面年額1平方メートル	100円		
	道路又は道路橋	年額1平方メートル	100円		
	工事等のための仮設の工作物及び材料置場	月額1平方メートル	100円		
	鉄塔	年額1基	200円		
	電柱(支柱・支線柱を含む。)	年額1本	100円		
	電話柱(支柱・支線柱を含む。)	年額1本	100円		
	諸管理架設	年額1メートル	50円		
	柱、旗、のぼり、竿類、その他これに類するもの	日額1本	10円		
その他の占用	以上に準じてその都度町長が定める額				
参考法令	<p>【道路法】  (道路の占用の許可)  第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。  1. 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物  2. 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件  3. 鉄道、軌道その他これらに類する施設  4. 歩廊、雪よけその他これらに類する施設  5. 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設  6. 露店、商品置場その他これらに類する施設  7. 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの  (2項以下省略)  (占用料の徴収)  第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。  2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあっては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p> <p>【道路法施行令】  (道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)  第7条 法第32条第1項第7号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。  1. 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ  2. 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設  3. 土石、竹木、瓦その他の工事用材料  (以下省略)</p>				

項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い								
	主な使用料								
	現				況				
	単位：円								
	所得階層	0	123,000	153,001	178,001	200,001	238,001	268,001	322,001
		~	~	~	~	~	~	~	~
	団地名	123,000	153,000	178,000	200,000	238,000	268,000	322,000	
	家賃算定基礎額	37,100	45,000	53,200	61,400	70,900	81,400	94,100	107,700
公営住宅	伊野町（7団地：90戸）								
	西森団地	1,700	2,100	2,400	2,800	3,300	3,800	4,300	5,000
	八田団地	1,600	1,900	2,300	2,700	3,100	3,600	4,100	4,700
	波川団地	1,400	1,800	2,100	2,400	2,800	3,200	3,700	4,300
	枝川団地	9,400	11,400	13,500	15,600	18,100	20,700	24,000	27,500
	高野谷団地	17,300	21,000	24,800	28,700	33,100	38,000	44,000	50,400
	楠瀬団地	23,400	28,400	33,600	38,800	44,800	51,400	59,400	68,000
	内野団地北	22,000	26,700	31,600	36,500	42,200	48,400	56,000	64,100
	内野団地南	17,300	21,000	24,800	28,700	33,100	38,000	44,000	50,300
	吾北村（8団地：48戸）								
	清水荘	10,900	13,300	15,700	18,100	20,900	24,000	27,800	31,800
	上八川荘	11,900	14,500	17,200	19,800	22,900	26,300	30,400	34,800
	小川荘	12,300	15,000	17,700	20,400	23,600	27,100	31,400	35,900
	下八川荘	12,900	15,700	18,500	21,400	24,700	28,400	32,800	37,600
	HOPE - 100	18,300	22,200	26,300	30,300	35,100	40,300	46,500	53,300
	HOPE	18,200	22,000	26,100	30,100	34,700	39,900	46,100	52,800
	川`-サド`津賀才	19,600	23,700	28,100	32,400	37,400	43,000	49,700	56,900
	川`-サド`津賀才	19,900	24,100	28,500	32,900	38,000	43,700	50,500	57,800
	吾北シルバーハウス	14,200	17,200	20,300	23,500	27,100	31,100	36,000	41,200
	小川西津賀才団地	21,400	26,000	30,800	35,500	41,000	47,100	54,500	62,300
	本川村（10団地：35戸）								
	立橋住宅	17,600	21,300	25,200	29,100	33,700	38,700	44,700	51,200
	筋川住宅	16,000	19,400	23,000	26,500	30,600	35,200	40,700	44,100
	脇ノ山住宅（平屋）	15,600	18,900	22,400	25,900	29,900	34,300	39,700	45,400
	脇ノ山住宅（二階）	13,100	15,900	18,800	21,700	25,100	28,800	33,300	38,200
	戸中住宅	12,400	15,100	17,900	20,600	23,800	27,400	31,600	36,200
	脇ノ山住宅（二階）	12,300	14,900	17,700	20,400	23,600	27,100	31,300	35,800
	長沢住宅	13,100	15,900	18,800	21,700	25,000	28,700	33,200	38,000
	越裏門住宅	11,000	13,400	15,900	18,300	21,200	24,300	28,100	32,200
	高藪住宅	11,200	13,600	16,100	18,600	21,400	24,600	28,500	32,600
	長沢住宅	11,300	13,700	16,200	18,700	21,600	24,800	28,700	31,200

家賃算定基礎額：国が毎年度、制令で定めるもの。  
上記家賃以外に、伊野町では駐車場使用料が、吾北村では共益費が加算される住宅があります。

項目	協定項目15 使用料、手数料等の取扱い						
	主な使用料						
現況							
応能応益方式家賃算定係数等							
		市町村立地係数	規模係数	経過年数係数	利便性係数	建築経過年数	
公営住宅	伊野町	天神団地	0.75	0.4957	0.1858	0.7473	46年
		西森団地		0.4957	0.1681	0.7473	47年
		八田団地		0.4957	0.1681	0.7101	47年
		波川団地		0.4014	0.1858	0.7164	46年
		枝川団地		0.6528	0.6694	0.7796	29年
		高野谷団地		0.9428	0.8407	0.7873	9年
		楠瀬団地		1.1300	0.9430	0.7910	5年
		内野団地北		1.0076	0.9442	0.8062	2年
		内野団地南		0.7916	0.9772	0.8062	2年
	吾北村	清水荘	0.70	0.8442	0.7150	0.7000	25年
		上八川荘		0.8771	0.7264	0.7252	24年
		小川荘		0.9071	0.7378	0.7123	23年
		下八川荘		0.9014	0.7492	0.7393	22年
		HOPE - 100		1.1500	0.8230	0.7473	10年
		HOPE		1.1157	0.8407	0.7473	9年
		Ⅷ`-サイト`津賀才		1.0714	0.9316	0.7567	6年
		Ⅷ`-サイト`津賀才		1.0885	0.9316	0.7567	6年
		吾北シルバーハウス		0.7942	0.9115	0.7563	5年
		小川西津賀才団地		1.1342	0.9646	0.7563	2年
	本川村	立橋住宅	0.70	0.9957	0.8860	0.7700	10年
		筋川住宅		0.9814	0.7876	0.8000	12年
		脇ノ山住宅(平屋)		1.0071	0.7876	0.7600	12年
		脇ノ山住宅(二階)		0.9428	0.7168	0.7500	16年
		戸中住宅		0.9428	0.6991	0.7300	17年
		脇ノ山住宅(二階)		0.9314	0.6814	0.7500	18年
		長沢住宅		0.9900	0.6460	0.7900	20年
		越裏門住宅		0.9314	0.6283	0.7300	21年
		高藪住宅		0.9314	0.6283	0.7400	21年
		長沢住宅		0.8814	0.6106	0.8100	22年

項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い																	
	主な使用料																	
参考法令等	現 況																	
	<p>【公営住宅法】  (この法律の目的)  第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。  (用語の定義)  第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  1. 地方公共団体  市町村及び都道府県をいう。  2. 公営住宅  地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附属施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。  (以下省略)  (家賃の決定)  第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。  2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。  3 第1項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。  4 事業主体は、第1項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。  5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。</p> <p>【公営住宅法施行令】  (家賃の算定方法)  第2条 公営住宅法(以下「法」という。)第16条第1項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。  1. 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法(昭和44年法律第49号)第2条第1項に規定する標準地の同法第6条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの  2. 当該公営住宅の床面積の合計(共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。)を70平方メートルで除した数値  3. 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの  4. 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.7以上1以下で定める数値  2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="376 1107 898 1353"> <tr> <td>入居者の収入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>123,000円以下の場合</td> <td>37,100円</td> </tr> <tr> <td>123,000円を超え153,000円以下の場合</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>153,000円を超え178,000円以下の場合</td> <td>53,200円</td> </tr> <tr> <td>178,000円を超え200,000円以下の場合</td> <td>61,400円</td> </tr> <tr> <td>200,000円を超え238,000円以下の場合</td> <td>70,900円</td> </tr> <tr> <td>238,000円を超え268,000円以下の場合</td> <td>81,400円</td> </tr> <tr> <td>268,000円を超え322,000円以下の場合</td> <td>94,100円</td> </tr> <tr> <td>322,000円を超える場合</td> <td>107,700円</td> </tr> </table>	入居者の収入額		123,000円以下の場合	37,100円	123,000円を超え153,000円以下の場合	45,000円	153,000円を超え178,000円以下の場合	53,200円	178,000円を超え200,000円以下の場合	61,400円	200,000円を超え238,000円以下の場合	70,900円	238,000円を超え268,000円以下の場合	81,400円	268,000円を超え322,000円以下の場合	94,100円	322,000円を超える場合
入居者の収入額																		
123,000円以下の場合	37,100円																	
123,000円を超え153,000円以下の場合	45,000円																	
153,000円を超え178,000円以下の場合	53,200円																	
178,000円を超え200,000円以下の場合	61,400円																	
200,000円を超え238,000円以下の場合	70,900円																	
238,000円を超え268,000円以下の場合	81,400円																	
268,000円を超え322,000円以下の場合	94,100円																	
322,000円を超える場合	107,700円																	

項目	協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い													
	主な使用料													
	現 況													
留意事項	<p>3町村において各種施設整備状況に相違があり、施設使用料についても相違がある。  道路占用料については、伊野町と本川村において徴収しているが、占用物件及び占用料金に相違がある。  河川占用料については、伊野町のみ徴収しており、2村では徴収していない。  公営住宅について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅法に基づき所得階層ごとに家賃の設定を行っているが、算出基礎となる市町村立地係数・規模係数・経過年数係数・利便性係数に3町村において相違があるため、家賃に相違がある。</li> <li>新町においては、住民負担の公平の原則に従い、家賃を統一することが望ましい。</li> </ul> <p>備考  所得階層区分ごとの家賃算定根拠  * 入居者の家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家賃算定基礎額：国土交通大臣が所得階層区分ごとに定めた額</li> <li>市町村立地係数：国土交通大臣が市町村の地価水準を基に0.7～1.6で定めた数値</li> <li>規模係数：公営住宅の床面積を70㎡で除した数値</li> <li>経過年数係数：公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定めた数値</li> <li>利便性係数：事業主体が公営住宅の存する区域及び周辺地域の状況、設備等を勘案して0.7～1.0で定める数値。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村立地係数は、国土交通大臣が市町村の地価水準を基に決定されるので、新町では必然的に統一される。</li> <li>伊野町では、駐車場料金を、吾北村では、共益費を徴収している住宅がある。</li> </ul>													
調整方針（案）	<p>各種施設使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。  道路・河川占用料については、事前に調整のうえ合併時に統一する。  公営住宅について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家賃については、平成17年度から統一する。但し、家賃の統一により新しく適用される家賃が、従前の家賃を上回ることとなる入居者に対しては、平成17年度から平成19年度までの間、下記表により負担の調整を行い家賃の減額措置を講じる。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="403 925 1366 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>負担調整率</th> <th>家賃の算定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>0.25</td> <td>従前家賃 + (新家賃 - 従前家賃) × 0.25</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>0.50</td> <td>従前家賃 + (新家賃 - 従前家賃) × 0.50</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>0.75</td> <td>従前家賃 + (新家賃 - 従前家賃) × 0.75</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場料金及び共益費については、現行のとおり当該住宅において徴収する。</li> </ul>			負担調整率	家賃の算定	平成17年度	0.25	従前家賃 + (新家賃 - 従前家賃) × 0.25	平成18年度	0.50	従前家賃 + (新家賃 - 従前家賃) × 0.50	平成19年度	0.75	従前家賃 + (新家賃 - 従前家賃) × 0.75
	負担調整率	家賃の算定												
平成17年度	0.25	従前家賃 + (新家賃 - 従前家賃) × 0.25												
平成18年度	0.50	従前家賃 + (新家賃 - 従前家賃) × 0.50												
平成19年度	0.75	従前家賃 + (新家賃 - 従前家賃) × 0.75												
協議の結果														

項目	協定項目15 使用料、手数料等の取扱い				
	主な手数料				
			現	況	
区分	手数料別種別	数量	伊野町	吾北村	本川村
住民業務	戸籍謄本・抄本交付	1通	450円	450円	450円
	戸籍記載事項証明	1件	350円	350円	350円
	除籍謄本・抄本交付	1通	750円	750円	750円
	除籍記載事項証明	1件	450円	450円	450円
	戸籍届出受理証明書交付	1通	350円	350円	350円
	戸籍届出受理証明書(上質)交付	1通	1,400円	1,400円	1,400円
	届書の記載事項証明書(届書の写し)交付	1通	350円	350円	350円
	戸籍附票の写し交付	1通	300円	300円	300円
	戸籍届書閲覧	1件	350円	350円	350円
	印鑑登録証明	1通	300円	300円	300円
	印鑑登録証の交付	1件	300円	300円	100円
	印鑑登録証の再交付	1件	300円	300円	100円
	住民票の写し交付	1通	300円	300円	300円
	住民票記載事項証明	1通	300円	300円	300円
	住民票閲覧	1件	300円	300円	300円
	身分証明書交付	1通	300円	350円	300円
	外国人登録原票記載事項証明	1通	300円	300円	300円
	住民票の広域交付	1通	300円	300円	300円
	住民基本台帳カード交付	1件	1,000円	500円	500円
	年金現況証明(公的年金等)	1通	無料	無料	無料
年金現況証明(公的年金以外)	1通	300円	300円	300円	

項目	協定項目15 使用料、手数料等の取扱い				
	主な手数料				
	現		況		

区分	手数料別種別	数量	伊野町	吾北村	本川村	
税務等業務	自動車臨時運行許可申請	1両	750円	750円	750円	
	標識再交付	1件	100円			
	租税、公課に関する証明	1件	300円	300円	300円	
	土地、建物に関する証明	1件	300円	300円	300円	
	資産に関する証明	1件	300円	300円	300円	
	法人及び組合に関する証明	1件		300円	300円	
	納税管理人に関する証明	1件		300円	300円	
	土地その他被害に関する証明	1件		300円	300円	
	公簿、公文書又は土地図面の閲覧又は照合	1件	300円	300円	200円	
	公簿、公文書の謄本又は抄本	1件	300円	300円	300円	
	土地図面の謄本	1件	300円	300円	300円	
	原動機付自転車臨時標識貸与	3ヶ月以内につき		300円		
	住宅家屋証明申請手数料	1件		1,300円	1,300円	1,300円

項目	協定項目 1.5 使用料、手数料等の取扱い					
	主な手数料					
			現	況		
区分	手数料別種別	数量	伊野町	吾北村	本川村	
環境業務	犬の登録	1頭	3,000円	3,000円	3,000円	
	犬の鑑札の再交付	1頭	1,600円	1,600円	1,600円	
	狂犬病予防注射済票交付	1頭	550円	550円	550円	
	狂犬病予防注射済票再交付	1頭	340円	340円	340円	
	ゴミ袋等	可燃ゴミ袋 特大	1枚			40円
		可燃ゴミ袋 大	1枚	50円	50円	30円
		可燃ゴミ袋 中	1枚	30円	40円	30円
		可燃ゴミ袋 小	1枚	15円	30円	20円
		証紙	1枚		50円	
		不燃ゴミ袋 大	1枚	50円	50円	
		不燃ゴミ袋 中	1枚	30円	40円	30円
		不燃ゴミ袋 小	1枚	15円	30円	
		証紙	1枚		50円	
		資源ゴミ袋 大	1枚	20円	50円	
		資源ゴミ袋 中	1枚	15円	40円	
資源ゴミ袋 小	1枚	10円	30円			
証紙	1枚		50円			
農林業務	鳥獣飼養許可証の交付又は更新若しくは再交付	1件	3,400円	3,400円	3,400円	
	非農地証明	1件	2,600円	2,600円	無料	
その他	火入れ許可証明	1件	600円			
	各種の証明	1件	300円	300円	300円	

項目	協定項目15 使用料、手数料等の取扱い					
	主な手数料					
	伊野町		現況		本川村	
複写手数料	コピー代 B 5	15 円	公文書の複写 A 3 以下 1 枚	200 円	コピー代 A 3	20 円
	コピー代 A 4	20 円	公文書の複写 A 3 を超えるもの 1 枚	300 円	コピー代 A 4	10 円
	コピー代 B 4	25 円	選挙人名簿 1 枚	100 円	コピー代 B 5	10 円
	コピー代 A 3	30 円	カラーコピー 1 枚	300 円	コピー代 B 4	20 円
	コピー代 A 1	200 円	私文書の複写 A 3 以下 1 枚	20 円		
	コピー代 B 2	200 円	私文書の複写 A 3 を超えるもの 1 枚	100 円		
	ロール	500 円	カラーコピー 1 枚	200 円		
	カラーコピー	200 円				
	図面原図	300 円				
	診療所業務	該当なし	該当なし			
				項目(内容)	手数料	
				1. 健康診断書 接客業者、毒物取扱免許、銃砲刀剣免許、大学、高校入試用	1,000 円	
				2. 休業診断書 会社欠勤用 学生欠席用	1,000 円 500 円	
				3. 死亡診断書 (追加 1 枚につき、1,000円)	3,000 円	
				4. 死体検案書 変死 (追加 1 枚につき、1,000円) 病死 (追加 1 枚につき、1,000円)	10,000 円 3,000 円	
				5. 裁判所、警察用診断書	3,000 円	
				6. 自動車損害賠償責任保険診断書	3,000 円	
				7. 特別診断書 ア 生命保険用診断書 イ 廃疾認定書 ウ 厚生年金診断書 エ 傷害年金診断書 オ 恩給用診断書 カ 身体障害者用診断書 キ 現況調書 (簡単なもの) (複雑なもの)	2,000 円 3,000 円	
				8. 一般証明書 ア 入院、通院証明書 イ 生命保険証明書 ウ 出産(死産)証明書 (追加 1 枚につき、500円)	500 円 1,000 円 1,000 円	
				9. その他 給食料 (患者付添人)	村長が定める額	

項 目	協定項目15 使用料、手数料等の取扱い 主な手数料
参考法令等	<p>【地方自治法】 (手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。 (分担金等に関する規制及び罰則) 第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。</li> <li>3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。</li> </ol> <p>(分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て) 第229条 第138条の4第1項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に関する不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</li> <li>3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第14条第1項本文又は第45条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。</li> <li>4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</li> <li>5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。</li> <li>6 第4項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第3項の処分については、裁判所に訴えることができない。</li> </ol>
留意事項	<p>地方自治法第228条第1項の規定に基づき制定された「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に、定められている手数料については、全国的に統一して定めることとされている。(戸籍法に基づく手数料が該当) 他の手数料について3町村で若干の相違がある。</p>
調整方針(案)	<p>手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により、合併時に統一する。</p>
協議の結果	

協議第39号

保健衛生関係事業の取扱いについて

別紙のとおり保健衛生事業の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年10月24日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目 23-9 保健衛生関係事業の取扱い		
	伊野町	吾北村	本川村
各種健診事業	<p><b>【目的】</b> 老人保健法に規定する基本健康診査を実施することにより生活習慣病の早期発見をするとともに診査の結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行うこと、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図る。 <b>【国庫補助対象年齢】</b> 40歳以上</p>		
	<p><b>【対象】</b> 35歳以上 <b>【実施時期】</b> 4月～11月 <b>【委託機関】</b> 高知県総合保健協会 <b>【診査内容】</b> 問診・検尿・身体計測・血圧測定・血液検査(肝炎ウイルス検査含む)・心電図検査・眼底検査・診察 <b>【個人負担】</b> なし</p>	<p><b>【対象】</b> 40歳以上 <b>【実施時期】</b> 4月～6月 <b>【委託機関】</b> 高知県総合保健協会 <b>【診査内容】</b> 問診・身体計測・検尿・血圧測定・心電図・血液検査(肝炎ウイルス検査含む・希望者)・診察 <b>【個人負担】</b> なし</p>	<p><b>【対象】</b> 30歳以上 <b>【実施時期】</b> 5月～12月の毎週火曜日 1日7名程度 <b>【委託機関】</b> 本川村国保診療所 <b>【診査内容】</b> 問診・身体計測・血圧・血液検査(肝炎含む) HbA1C・診察・エコー・心電図 <b>【個人負担】</b> なし(対象年齢以外の者は1/2負担)</p>
	<p>○胃・大腸・肺ガン <b>【対象】</b> 40歳以上 <b>【実施方法】</b> 地域により他健診との組み合わせ等により実施 <b>【個人負担】</b> なし ○子宮・乳ガン <b>【対象者】</b> 30歳以上の女性(乳ガンについては、H16年度より40歳以上となる) <b>【個人負担】</b> なし</p>	<p>○胃・大腸・肺ガン <b>【対象】</b> 40歳以上 <b>【実施方法】</b> 大腸ガンのみ2月に実施 <b>【個人負担】</b> なし ○子宮・乳ガン <b>【対象者】</b> 30歳以上の女性(乳ガンについては、H16年度より40歳以上となる) <b>【個人負担】</b> なし</p>	<p>○胃・大腸・肺ガン <b>【対象】</b> 40歳以上 <b>【実施方法】</b> 国保診療所にて基本健診と同時実施 <b>【個人負担】</b> なし(対象年齢以外の者は1/2負担) ○子宮・乳ガン <b>【対象者】</b> 30歳以上の女性(乳ガンについては、H16年度より40歳以上となる) <b>【個人負担】</b> なし(対象年齢以外の者は1/2負担)</p>
<p>○一般健康診査 <b>【実施回数】</b> 2回(前期・後期) <b>【実施場所】</b> 県内委託医療機関 ○HBS抗原検査 <b>【対象】</b> 前期健診を受診した妊婦 <b>【実施場所】</b> 県内委託医療機関 ○超音波検査 <b>【対象】</b> 後期健診受診者の内、35歳以上の妊婦 <b>【実施場所】</b> 県内委託医療機関 ※母子手帳交付時に別冊として受診票交付</p>	<p>○一般健康診査 <b>【実施回数】</b> 2回(前期・後期) <b>【実施場所】</b> 県内委託医療機関 ○HBS抗原検査 <b>【対象】</b> 前期健診を受診した妊婦 <b>【実施場所】</b> 県内委託医療機関 ○超音波検査 <b>【対象】</b> 後期健診受診者の内、35歳以上の妊婦 <b>【実施場所】</b> 県内委託医療機関 ※母子手帳交付時に別冊として受診票交付</p>	<p>○一般健康診査 <b>【実施回数】</b> 2回(前期・後期) <b>【実施場所】</b> 県内委託医療機関 ○HBS抗原検査 <b>【対象】</b> 前期健診を受診した妊婦 <b>【実施場所】</b> 県内委託医療機関 ○超音波検査 <b>【対象】</b> 後期健診受診者の内、35歳以上の妊婦 <b>【実施場所】</b> 県内委託医療機関 ※母子手帳交付時に別冊として受診票交付</p>	

項目		協定項目 23-9 保健衛生関係事業の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
各種健診事業	乳児健診	○一般健康診査 【対象】 1歳未満の児 【実施場所】 県下委託医療機関 ※母子手帳交付時に別冊として受診票を2枚交付	○一般健康診査 【対象】 1歳未満の児 【実施場所】 県下委託医療機関 ※母子手帳交付時に別冊として受診票を2枚交付	○一般健康診査 【対象】 1歳未満の児 【実施場所】 県下委託医療機関 ※母子手帳交付時に別冊として受診票を2枚交付
	乳幼児健診	○4・7ヶ月児健診 【回数】 年6回 【内容】 ①受付②問診③計測④診察⑤歯科相談⑥栄養相談⑦保健相談  ○1歳6ヶ月児健診 【回数】 年6回 【内容】 ①受付②問診③集団指導(保健)④身体計測⑤診察⑥栄養相談⑦保健相談⑧歯科健診⑨フッ素塗布・歯科相談  ○3歳児健診 【回数】 年6回 【内容】 ①受付②検尿③問診④集団指導(歯科・栄養・保健)⑤身体計測⑥診察⑦栄養相談⑧保健相談⑨歯科健診⑩フッ素塗布・歯科相談	○乳児・1歳6ヶ月児健診 【回数】 年4回 (5月・8月・11月・2月) 【内容】 ①受付②問診③身体計測④内科健診⑤歯科健診⑥歯科相談⑦栄養相談⑧保健相談⑨フッ素塗布(1歳6ヶ月児の希望者)・母親の歯科健診(希望者)  ○2歳児・3歳児健診 【回数】 年2回 (6月・12月) 【内容】 ①受付②問診③身体計測④内科健診⑤歯科健診⑥歯科相談・フッ素塗布(2歳児・3歳児の希望者)・母親の歯科健診⑦栄養相談⑧保健相談⑨検尿(3歳児健診のみ)	○乳幼児健診 【回数】 年3回 (4月・9月・1月) 【内容】 ①受付②身体測定③歯科健診・フッ素塗布④診察⑤栄養相談⑥保健相談 【対象】 4歳未満の乳幼児とその保護者(人数が少ないため、対象年齢児は毎回案内している)  ○1歳6ヶ月児健診 対象者がいれば、乳幼児健診時に実施 【内容】 乳幼児健診と同じ  ○3歳児健診 対象者がいれば、乳幼児健診時に実施 【内容】 ①受付②検尿③問診④身体測定⑤診察⑥歯科健診・相談(フッ素塗布)⑦栄養相談⑧保健相談
	結核予防事業	○結核健診 【方法】 他の健診と同時に実施 【対象】 15歳以上  ○ツベルクリン反応検査・BCG接種 【対象】 3ヶ月以上4歳未満の乳幼児 【方法】 県内委託医療機関にて個別接種 接種48時間後に判定を受け、陰性の場合にはBCG接種を受ける	○結核健診 【方法】 他の健診と同時に実施 【対象】 19歳以上  ○ツベルクリン反応検査・BCG接種 【対象】 6ヶ月以上の乳幼児 【方法】 春夏2回の集団接種(個別も可) 接種48時間後に判定を受け、陰性の場合にはBCG接種を受ける	○結核健診 【方法】 他の健診と同時に実施 【対象】 15歳以上  ○ツベルクリン反応検査・BCG接種 【対象】 3ヶ月以上の乳幼児 【方法】 4月・9月の2回 国保診療所での集団接種 接種48時間後に判定を受け、陰性の場合にはBCG接種を受ける

項目	協定項目 23-9 保健衛生関係事業の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
予防接種事業	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三種混合 (乳幼児：個別接種)</li> <li>・麻疹 (乳幼児：個別接種)</li> <li>・風疹 (乳幼児：個別接種)</li> <li>・日本脳炎 (乳幼児・児童・生徒：個別接種)</li> <li>・二種混合 (児童：個別接種)</li> <li>・ポリオ (乳幼児：集団接種)</li> <li>・インフルエンザ (60歳以上の高齢者：個別接種)</li> </ul> <p><b>【個人負担】</b> インフルエンザ (65歳以上の方、60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方対象) のみ1,000円(一部免除有り)</p>	<p><b>【種類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三種混合 (乳幼児：個別接種)</li> <li>・麻疹 (乳幼児：個別接種)</li> <li>・風疹 (乳幼児：個別接種)</li> <li>・日本脳炎 (乳幼児・児童・生徒・一般：集団接種)</li> <li>・二種混合 (小学6年生：集団接種)</li> <li>・ポリオ (乳幼児：集団接種)</li> <li>・インフルエンザ (60歳以上の高齢者：個別接種)</li> </ul> <p><b>【個人負担】</b> インフルエンザ (65歳以上の方、60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方対象) のみ1,000円(一部免除有り)</p>	<p><b>【種類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三種混合 (乳幼児：個別接種)</li> <li>・麻疹 (乳幼児：個別接種)</li> <li>・風疹 (乳幼児：個別接種)</li> <li>・日本脳炎 (乳幼児・児童・生徒・一般：集団接種)</li> <li>・二種混合 (小学6年生：集団接種)</li> <li>・ポリオ (乳幼児：集団接種)</li> <li>・インフルエンザ (乳幼児・児童・生徒・一般：集団接種)</li> </ul> <p><b>【個人負担】</b> インフルエンザ (65歳未満の方) のみ 大人1,000円 小人300円 ※インフルエンザは、60歳未満にも助成</p>
歯科予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診時の歯科健診等</li> <li>・幼稚園歯科教室(きらきらキッズモデル園事業)</li> <li>・保育園歯科教室</li> <li>・歯みがき教室 (ぴかりんたいむ事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児相談時の歯科教室</li> <li>・乳幼児健診時の歯科健診等</li> <li>・総合検診・健康相談時の歯科相談</li> <li>・保育所歯科教室</li> <li>・幼稚園歯科教室</li> <li>・小・中学校でのフッ素洗口指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診時の歯科健診等</li> <li>・歯科バス配車 毎年8月、高知市方面まで歯科治療をされる方の送迎を行う</li> </ul>
健康まつり	<p>○健康まつり</p> <p><b>【開催時期】</b> 毎年11月頃</p> <p><b>【主催】</b> 健康づくり推進協議会</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年1回日曜日に開催</li> <li>・来館者 約1,500人</li> <li>・幼児・児童・生徒のポスター展示</li> <li>・医師等による診断、相談</li> <li>・器具による健康チェック</li> <li>・生きがい創作の発表展示</li> <li>・バザー</li> <li>・環境対策、下水道普及促進</li> <li>・住民参加による調理実習と試食の実施</li> <li>・住民参加による健康ウォークの実施</li> <li>・住人参加による3B体操の実施</li> </ul>	<p>○健康まつり</p> <p><b>【開催時期】</b> 毎年11月</p> <p><b>【主催】</b> 吾北村健康づくり推進協議会</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演</li> <li>・模擬店</li> <li>・コーナー 子ども遊び、医療機器等展示、介護用品等展示、歯科診察、介護保険、国保、年金、環境、リサイクル展、食生活改善、健康チェック</li> <li>・特産品販売</li> <li>・その他 体力診断、インターネット体験、福引、クイズラリー</li> <li>・入場—無料</li> <li>・送迎—村有バス等により対応</li> </ul>	<p>○福祉健康まつり</p> <p><b>【開催時期】</b> 毎年11月10日前後の日曜日</p> <p><b>【主催】</b> 本川村健康づくり推進協議会</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所医師講演</li> <li>・体力測定</li> <li>・福祉バザー (チャリティ)</li> <li>・健康、歯科相談</li> <li>・人権、行政、心配事相談</li> <li>・食改試食</li> <li>・健康づくり婦人会複十字啓発</li> <li>・健康啓発掲示と展示 社協、支援センター、国保、学校</li> <li>・ピッタリタイムレース (体育会主催)</li> <li>・抽選会</li> <li>・送迎あり</li> </ul>

項目	協定項目 23-9 保健衛生関係事業の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
献 血	<p><b>【目的】</b> 医療で必要となる輸血用血液や血液製剤の需用の増加に応じて献血者を確保することを目的とし、献血思想の普及や啓発を行う。</p> <p><b>【事業概要】</b> 1年の献血実施日程表に従い、町内の事業者などに受け入れ場所の確保を依頼し、献血事業を行う。また採血協力者に対して粗品を提供する。</p> <p><b>【記念品】</b> 町からは出していない</p>	<p><b>【目的】</b> 医療で必要となる輸血用血液や血液製剤の需用の増加に応じて献血者を確保することを目的とし、献血思想の普及や啓発を行う。</p> <p><b>【事業概要】</b> 年3回の実施 6月 消防団防災訓練と同時開催 中央公民館 50人 10月 村建設協会検診と同時開催 国友GS 50人 2月 AM 中央公民館 PM 森精機器 40人</p> <p><b>【記念品】</b> @300~400円 (吾北村献血推進協議会からの支出)</p>	<p><b>【目的】</b> 医療で必要となる輸血用血液や血液製剤の需用の増加に応じて献血者を確保することを目的とし、献血思想の普及や啓発を行う。</p> <p><b>【事業概要】</b> 年1回の実施 四国電力(午前)と役場前(午後)にて行う 200ml 10人 400ml 24人 成分 1人</p> <p><b>【記念品】</b> @400円~450円×50 報償費にて支払い 13年度決算額 20,790円</p>

項目	協定項目 23-9 保健衛生関係事業の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
生ごみ処理機	<p>○生ごみ処理機購入費補助 【対象機器】 電動式生ごみ処理機 【補助率及び補助限度額】 1/2で30,000円を上限 【実績】 平成13年度 65基 1,913,600円</p> <p>○生ごみ処理機無償貸付 【対象機器】 ・好気性処理容器（コンポスト） ・嫌気性処理容器（EMボカシ） 【貸付数】 一世帯につき2基まで 【対象者】 伊野町に住基登録され、町内で容器を設置し、堆肥化物を自家処理できる者 【実績】 平成13年度貸付 好気性41基、嫌気性97基</p>	<p>○生ごみ処理機購入費補助 【対象機器】 コンポスト 【補助率及び補助限度額】 補助金額 3,000円（1世帯1基） 【実績】 H13年度 3基 9,000円 H14年度 0基 0円</p>	<p>○生ごみ処理機購入費補助 【対象機器】 コンポスト 【補助率及び補助限度額】 補助金額 1,500円（1世帯1基） 【実績】 平成13年度 1基 1,500円</p>
ごみ収集状況	<p>平成14年3月現在 【対象人員】 24,982人 9,307世帯 【対象区域】 町内全域 【収集率】 100% 【収集体制】 委託（業者） 【収集方式】 ステーション方式(448ヶ所) 【収集方法】 定期収集 可燃ごみ・・・週2回 不燃ごみ・・・月1回 資源ごみ（ビン、缶を除く）・・・月2回 ビン、缶・・・月1回 粗大ごみ・・・年2回 乾電池等・・・随時（所定の場所） ※一部地域は収集回数が異なる 【指定ごみ袋等販売取り扱い】 1、大きさ 可燃、不燃、資源各 大45ℓ、中30ℓ、小15ℓ 2、販売方法 町が業者入札、発注して契約 小売店で販売 ※自治会、婦人会、ボランティア等の公共 活動に使用分は無料</p>	<p>平成14年12月現在 【対象人員】 3,335人 1,330世帯 【対象区域】 7部落を除く村内全域 【収集率】 91.8% 【収集体制】 委託（個人） 【収集方式】 ステーション方式(79ヶ所) 【収集方法】 定期収集 可燃ごみ・・・週2回 不燃ごみ・・・月1回 資源ごみ（ビン、缶を除く）・・・月2回 ビン、缶・・・月1回 乾電池等・・・月1回 【指定ごみ袋等販売取り扱い】 1、大きさ 可燃、不燃、資源各 大45ℓ、中30ℓ、小15ℓ 証紙 2、販売方法 村発注、村内の店舗で販売 ※自治会、婦人会、ボランティア等の公共 活動に使用分は無料</p>	<p>平成14年12月現在 【対象人員】 809人 402世帯 【対象区域】 村内全域 【収集率】 100% 【収集体制】 委託（森林組合） 【収集方式】 ステーション方式(105ヶ所) 【収集方法】 定期収集 可燃ごみ・・・週2回 不燃ごみ・・・月1回 乾電池等・・・随時（所定の場所） 【指定ごみ袋等販売取り扱い】 1、大きさ 可燃：特大90ℓ、大45ℓ、 中30ℓ、小10ℓ 不燃：中30ℓ 2、販売方法 村発注、村内の店舗で販売 ※自治会、婦人会、ボランティア等の公共 活動に使用分は無料</p>

項目	協定項目 23-9 保健衛生関係事業の取扱い
留意事項	<p>○保健衛生関係事業については、住民生活に極めて密接に関係し、かつ、重要なものであるため、できるだけ早く新町の一体性を確保できるよう調整を行うことが適切である。</p>
調整方針（案）	<p>○各種健診事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本健診は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後は、伊野町の例により統一する。</li> <li>・ガン検診は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後は、伊野町の例により統一する。</li> <li>・妊婦健診、乳児健診は、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> <li>・乳幼児健診は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</li> </ul> <p>○結核予防事業については、合併後調整する。</p> <p>○予防接種事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、インフルエンザについては、伊野町の例により統一する。</p> <p>○歯科予防事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p> <p>○健康まつりについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後策定する。</p> <p>○献血については、合併後調整する。</p> <p>○生ゴミ処理機については、伊野町の例により、合併時統一する。</p> <p>○ごみ収集状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊野地区・吾北地区は、伊野町の例により、合併後統一し、本川地区は、現行のとおりとする。</li> <li>・収集委託先は現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> </ul>
協議の結果	

協議第40号

社会福祉協議会の取扱いについて

別紙のとおり社会福祉協議会の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年10月24日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等検討調整方針

協議第40号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目23-16 社会福祉協議会の取扱い								
		伊野町			吾北村			本川村		
名称		社会福祉法人 伊野町社会福祉協議会			社会福祉法人 吾北村社会福祉協議会			社会福祉法人 本川村社会福祉協議会		
法人設立認可		昭和42年3月6日			昭和50年8月6日			昭和63年10月17日		
職員 (パートは除く)		職名	数	備考	職名	数	備考	職名	数	備考
		事務局長	次長が代理		事務局長	1名	嘱託	事務局長	1名	
		事務局次長	1名		事務局次長	1名	兼 居宅介護支援専門員	事務局次長	1名	兼 生活援助員
		事務職員	2名		事務職員	1名		生きがい活動援助員	1名	
					訪問介護員	2名	兼 サービス提供責任者	生活相談員	1名	臨時
					訪問介護員	1名	兼 居宅介護支援専門員	介護職員	1名	
					訪問介護員	2名	臨時	訪問介護員	1名	兼 サービス提供責任者
					生活指導員	1名		生活援助員	1名	臨時
					介護員	1名		調理員	1名	臨時
					看護師	1名		介護福祉士	1名	在宅介護支援センターに出向
		3名		計	11名		計	9名		
役員	会長	1名			1名			1名		
	副会長	1名			2名			1名		
	理事	10名			10名			7名		
	評議員	21名			22名			16名		
	監事	2名			2名			2名		
会費		賛助会員年会費： 200円 特別会員年会費：10,000円			住民会員年会費： 500円 賛助会員年会費：1,000円 特別会員年会費：3,000円			戸別会員年会費： 100円 賛助会員年会費：3,000円(企業・団体) 特別会員年会費：1,000円		
会員加入率		58.6%			85.6%			76.9%		
基金設置状況		福祉積立基金29,674千円			福祉積立基金5,749千円			福祉積立基金92,171千円		
福祉関係組織・団体等事務局		民生委員・児童委員協議会事務局 日本赤十字社伊野町分区事務局 高知県共同募金会伊野町分会事務局 老人クラブ連合会事務局 身体障害者連盟事務局 ボランティアグループ「菜の花クラブ」事務局 ボランティアグループ「イレクターズ」事務局			民生委員・児童委員協議会事務局 日本赤十字社吾北村分区事務局 高知県共同募金会吾北村分会事務局 老人クラブ連合会事務局 身体障害者会事務局 めばえの会「母子・父子家庭」事務局			民生委員・児童委員協議会事務局 日本赤十字社本川村分区事務局 高知県共同募金会本川村分会事務局 シルバー介護士事務局 ボランティアグループ「こまどり会」事務局		

項目		協定項目 2 3 - 1 6 社会福祉協議会の取扱い					
		現		況			
		伊野町		吾北村		本川村	
地域の概要	人口	2 4 , 7 8 6 人		3 , 5 0 6 人		7 9 0 人	
	世帯数	9 , 3 2 7 世帯		1 , 4 1 6 世帯		3 8 7 世帯	
	65才以上人口	5 , 6 3 6 人		1 , 4 3 8 人		3 2 8 人	
	一人暮らし老人数	6 0 2 人		3 0 3 人		6 5 人	
	身障手帳保持者数	1 , 2 3 5 人		2 6 4 人		4 7 人	
	療育手帳保持者数	1 1 0 人		2 0 人		9 人	
	母子世帯数	2 9 0 人		2 5 人		4 人	
	父子世帯数	6 2 人		5 人		1 人	
	常勤ヘルパー数	民間	9 人	社協	3 人	社協	1 人
	登録ヘルパー数	民間	4 人	社協	2 5 人	社協	1 1 人
	保健師数	市町村	6 人	市町村	3 人	市町村	1 人
	民生児童委員数	6 5 人		2 人		1 0 人	
	(内主任児童委員)	3 人		2 人		1 人	
福祉施設	特別養護老人ホーム	1 箇所	特別養護老人ホーム	1 箇所	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	1 箇所	
	身体障害者通所授産施設	1 箇所	デイサービスセンター B 型	1 箇所	デイサービスセンター	1 箇所	
	デイサービスセンター	6 箇所	保育所	1 箇所	老人憩いの家	1 箇所	
	在宅介護支援センター	5 箇所	在宅介護支援センター	1 箇所	保育所	1 箇所	
	老人福祉センター	1 箇所			在宅介護支援センター	1 箇所	
	保育所	7 箇所			保健福祉センター	1 箇所	
	老人憩いの家	4 箇所					
	老人保健施設	1 箇所					
	訪問看護ステーション	6 箇所					
介護保険事業実施状況	該当なし		<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・訪問介護</li> <li>・通所介護</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護(受託・基準該当)</li> <li>・通所介護(受託・基準該当)</li> </ul>		
活動・事業内容(受託事業)	地域福祉						
	高齢者	・高齢者等生きがいづくり推進事業		・生活管理指導事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがい活動支援通所事業</li> <li>・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業</li> <li>・軽度生活援助事業</li> </ul>	
	障害児者	・障害者地域生活支え合い事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者デイサービス事業(平成15年7月開始)</li> <li>・身体障害者ホームヘルプサービス事業</li> </ul>			
	母子父子						
	児童青少年						
	その他	・生活福祉資金貸付事業(県社協)		・生活福祉資金貸付事業(県社協)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金貸付事業(県社協)</li> <li>・郵便切手類販売事業(長沢郵便局)</li> </ul>	

項目		協定項目 2 3 - 1 6 社会福祉協議会の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
活動・事業内容（補助・助成事業を含む）	地域福祉	ふれあいのまちづくり事業 ボランティアセンター事業 車イスの貸出 福祉車輛貸出 地域ケア会議への参加 社協だよりの発行 社会福祉大会の開催 支会（社協）育成支援 地域福祉権利擁護事業	車イスの貸出 福祉車輛貸出 地域ケア会議への参加 社協だよりの発行 社会福祉大会の開催 地域福祉権利擁護事業	日常生活用具の貸出 介護者教室の開催 ふれあいバザー 登録ヘルパーの育成 独居老人消防防火診断 地域ケア会議への参加 社協だよりの発行 福祉健康まつりの開催 地域福祉権利擁護事業
	高齢者	一人暮らし高齢者友愛訪問事業 一人暮らし高齢者ミニデイサービス事業 一人暮らし高齢者社会参加交流事業 一人暮らし高齢者配食サービス事業 ふれあいサロン事業	独居高齢者安否確認愛の一声運動 年末訪問パトロールの実施 独居老人配食サービス事業 一人暮らし老人の集いの開催 愛の奉仕者事業	ふれあいサロン事業 訪問給食サービス事業 独居老人外出支援事業 緊急通報装置の管理事業 まごころ郵便事業 ひまわりサービス事業 給食センター事業
	障害（児）者	「障害者の日の集い」の開催 手をつなぐ育成会育成支援 精神障害者家族会育成支援	身体障害者団体育成事業	介護用品の紹介
	母子・父子	小学校入学、中学校卒業生への祝品贈呈	めばえの会の育成	
	児童・青少年	福祉教育推進校の育成 スポーツ育成活動への助成 ボランティア体験学習事業	福祉教育推進校の育成 青少年育成村民会議への助成	福祉教育推進校の育成 青少年育成村民会議への助成 独居老人への励ましのメッセージのお届け
	その他	災害見舞金 歳末見舞金 香典返し寄付世帯初盆供え物配布 独居老人台帳の整備 古切手等の収集 ボランティアの育成 なんでも相談所開設 黄色いハンカチ事業への協力	祭壇貸付事業 独居老人台帳の整備 母子父子台帳の整備 屋内ゲートボール場の運営管理 古切手等の収集 ボランティアの育成 心配ごと相談所開設 黄色いハンカチ事業への協力	歳末見舞金 高齢者コミュニティセンターの運営管理 収益事業（郵便切手類販売事業） 収益事業（「祭壇等」貸付事業） 独居老人台帳の整備 古切手等の収集 ボランティアの育成 シルバー介護士の育成 心配ごと相談所開設 黄色いハンカチ事業への協力

項目	協定項目 2 3 - 1 6 社会福祉協議会の取扱い					
	伊野町		現 況		本川村	
	吾北村					
町村補助事業	・社協運営費補助金	15,570,201 円	・社協運営費補助金	8,226,000 円	・社協運営費補助金	4,647,268 円
	・ボランティアセンター事業	1,544,491 円	・福祉活動専門員設置事業	6,957,000 円	・心配ごと相談所運営事業	16,700 円
	相談・登録斡旋事業	164,040 円	・心配ごと相談所運営事業	144,000 円	・福祉教育推進校育成事業	100,000 円
	福祉教育推進校育成事業	390,000 円	・在宅福祉実践まちづくり事業	969,000 円	・ほんがわ福祉だよりの発行	557,900 円
	活動費	990,451 円	・屋内ゲートボール場管理費	526,000 円	・高齢者コミュニケーション管理	428,132 円
	・ふれあいまちづくり事業	1,500,000 円	・福祉教育推進校育成事業	170,000 円		
町村委託事業	・家族介護者支援事業	68,908 円	・障害者社会参加事業	130,000 円	・訪問介護事業	8,092,259 円
	・高齢者等生きがいづくり推進事業	338,879 円	・生活管理指導事業	75,000 円	・軽度生活援助事業	566,000 円
	・障害者地域生活支え合い事業	32,800 円	・障害者生活援助事業	201,135 円	・通所介護事業	19,923,717 円
	・更生資金貸付事業	250,000 円			・生活支援ハウス運営事業	8,123,112 円
					・在宅介護支援センターへの職員派遣	6,308,124 円
					・給食センター運営事業	1,738,214 円

項目	協定項目 2 3 - 1 6 社会福祉協議会の取扱い 現 況
参考法令等	<p>【地方自治法】 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。（以下省略）</p> <p>【市町村の合併の特例に関する法律】 第16条（第1項～第6項 省略） 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p>【社会福祉法】 （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会） 第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li> <li>2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</li> <li>4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> </ol> <p>2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。</p> <p>3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。</p> <p>4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。</p> <p>5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならない。</p> <p>6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>
調整方針（案）	<p>社会福祉協議会については、合併時に統合するよう調整する。 新町は社会福祉協議会と協力し、住民が安心して生活できるよう、少子高齢化社会に向けた福祉の充実に努める。 委託事業並びに補助事業については、事業目的・効果を総合的に判断し、合併後検討する。</p>
協議の結果	

協議第 4 1 号

公の施設の取扱いについて

別紙のとおり公の施設の取扱い（保育所（園））を定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い 保育所（園）			
		現 況			
根拠法令等		伊野町 児童福祉法 伊野町保育所条例・保育の実施に関する条例 伊野町保育所条例施行規則・伊野町保育所処務規定 伊野町保育所入所児童保護者負担金規則	吾北村 児童福祉法 吾北村保育所設置条例 吾北村保育所保育の実施に関する条例 吾北村保育所設置条例施行規則 吾北村立保育所措置児童の保護者負担金徴収規則	本川村 児童福祉法 本川村保育所設置条例・本川村保育所入所措置条例 本川村保育所保育料徴収条例	
保育所事業（公立）	名 称	枝川保育所	吾北保育所	本川村へき地保育所	
	定 員	120名	30名	25名	
	実 数	121名	28名	20名	
	保育時間	原 則	平日 8:00～16:00	平日 8:30～17:15	平日 8:30～16:00
			土曜 8:00～12:00	土曜 8:30～17:15	土曜 休所
		延長保育	平日 7:30～18:30	平日 7:45～17:45	平日 8:00～17:15
			土曜 7:30～12:30	土曜 7:45～12:00	土曜 休所
	職員数	所 長	1名	1名	1名
		主任保育士	1名		
		保 育 士	正職8名、臨時9名	正職4名、臨時2名	正職3名
		非常勤保育士	3名		
		時間外パート	6名		
		調 理 員	正職1名、臨時2名	1名	
	児童数	対 象 児	2歳～5歳	0歳～5歳	2歳～6歳
0歳児			1名		
1歳児			6名		
2歳児		36名	7名	2名	
3歳児		27名	13名	3名	
4歳児		28名	1名	7名	
5歳児		30名	0名	5名	
6歳児				3名	

項目		協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い			
		保育所(園)			
		現	況		
		伊野町	吾北村	本川村	
保育所事業(公立)	名称	八田保育所			
	定員数	70名			
	実数	28名			
	保育時間	原則	平日 8:00~16:00		
			土曜 8:00~12:00		
	延長保育	原則	平日 7:30~18:30		
			土曜 7:30~12:30		
	職員数	所長	1名		
		主任保育士	1名		
		保育士	正職3名、臨時1名		
		非常勤保育士			
		時間外パート	2名		
		調理員	正職1名、臨時1名		
	児童数	対象児	2歳~5歳		
		2歳児	3名		
		3歳児	8名		
		4歳児	5名		
		5歳児	12名		
	名称	川内保育所			
	定員数	60名			
	実数	28名			
	保育時間	原則	平日 8:00~16:00		
			土曜 8:00~12:00		
	延長保育	原則	平日 7:30~18:30		
			土曜 7:30~12:30		
	職員数	所長	1名		
		主任保育士	1名		
		保育士	正職3名、臨時1名		
非常勤保育士					
時間外パート		1名			
調理員		正職1名、臨時1名			
児童数	対象児	2歳~5歳			
	2歳児	5名			
	3歳児	8名			
	4歳児	5名			
	5歳児	10名			

項目		協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い				
		保育所(園)				
		現	況			
		伊野町	吾北村	本川村		
保育所事業(公立)	名称	天神保育所				
	定員数	90名				
	実数	79名				
	保育時間	原則	平日	8:00~16:00		
			土曜	8:00~12:00		
		延長保育	平日	7:30~18:30		
			土曜	7:30~12:30		
	職員数	所長	1名			
		主任保育士	1名			
		保育士	正職8名、臨時4名			
		非常勤保育士				
		時間外パート	2名			
		調理員	正職1名、臨時1名、非常勤2名			
	児童数	対象児	6ヶ月児~5歳			
		0歳児	8名			
		1歳児	11名			
		2歳児	15名			
		3歳児	16名			
		4歳児	15名			
		5歳児	14名			
	保育所事業(公立)	名称	神谷保育所			
		定員数	45名			
		実数	24名			
		保育時間	原則	平日	8:00~16:00	
				土曜	8:00~12:00	
			延長保育	平日	7:30~18:30	
				土曜	7:30~12:30	
職員数		所長	1名			
		主任保育士	1名			
		保育士	正職2名、臨時1名			
		非常勤保育士				
		時間外パート	2名			
		調理員	正職1名、臨時1名			
児童数		対象児	2歳~5歳			
		2歳児	5名			
		3歳児	7名			
		4歳児	6名			
		5歳児	6名			

項目		協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い			
		保育所(園)			
		現	況		
		伊野町	吾北村	本川村	
保育園事業(私立)	名称	伊野保育園			
	定員	120名			
	実数	102名			
	保育時間	原則	平日 8:00~16:00 土曜 8:00~12:00		
		延長保育	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~13:00		
	児童数	対象児	4ヶ月児~5歳		
		0歳児	7名		
		1歳児	16名		
		2歳児	19名		
		3歳児	17名		
		4歳児	23名		
		5歳児	20名		
	名称	あいの保育園			
	定員	95名			
	実数	111名			
	保育時間	原則	平日 8:00~16:00 土曜 8:00~12:00		
		延長保育	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~15:00		
	児童数	対象児	3ヶ月児~5歳		
		0歳児	10名		
		1歳児	14名		
2歳児		16名			
3歳児		21名			
4歳児		24名			
広域委託	名称	日高村日下保育園			
	定員	120名			
	委託児童数	4歳児 1名			

項目	協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い		
	保育所（園）		
	伊野町	吾北村	本川村
延長保育促進事業	<p>【目的】            少子、核家族化、共働き家族の一般化に伴う、延長保育の需要に対応する。</p> <p>【概要】            1日の保育時間が11時間15分を越えて保育する保育園が対象となる、11時間30分を超えて（6人以上）保育する場合は別途加算有り。</p> <p>【実施保育園】            伊野保育園・あいの保育園</p> <p>【事務手続】            延長保育承認申請に勤務時間等延長が必要なが分かる書類を添えて保育園に提出する。</p> <p>【費用】            11時間30分を超える児童は、補食代を徴収することができる。（現在は徴収していない）</p> <p>【経費負担】            国1/2 県1/4 町1/4（基準単価）            私立保育園に対しては基準単価を交付            * 公立保育園については、時差出勤とパート勤務で延長に対応</p>	<p>補助事業は、なし。7時45分～17時45分で受け入れしている。</p> <p>* 延長については、職員の時差出勤で対応している</p>	<p>8：00～17：15での受入</p> <p>* 8：00～8：30については、時間外手当を支給</p>
乳児保育促進等事業	<p>【目的】            女性の社会進出の増加や、核家族化の進行に伴い、需要が増大している乳児の入所に対応を図る</p> <p>【概要】            3施設で実施            天神保育所 6ヶ月より受入            伊野保育園 4ヶ月より受入            あいの保育園 3ヶ月より受入            （14年度は中止）</p> <p>【入所手続】 通常の入所手続と同じ</p> <p>【経費負担】 国1/3 県1/3 町1/3(基準単価)            * 年度当初に3人につき1人の保育士を配置            * H15より公立への補助は廃止となる</p>	<p>【目的】            安定的に乳児保育が出来るよう担当保育士の確保と途中入所の対応を図る。</p>	<p>該当なし</p>

項目	協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い														
	保育所（園）														
	伊野町	吾北村	本川村												
一時保育	<p>【目的】 近年の就労形態の多様化により、保育に入所できない状況や、育児疲れ、緊急に保育が必要な事態等に対応し、一時保育を実施することにより、保護者の利便の向上及び児童の福祉の向上を図る</p> <p>【内容】 あいの保育園でH14年度より実施 開設日は月曜から金曜（土日祝祭日は除く）</p> <p>【対象児】 一時的に保育を必要とする児童 利用時間 8:00～16:00</p> <p>【金額】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>3歳未満</td> <td>3歳以上</td> </tr> <tr> <td>4時間以内</td> <td>1,200円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4時間超</td> <td>2,000円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>昼食代</td> <td colspan="2">300円</td> </tr> </table> <p>【利用実績】 平成14年度 233名</p> <p>【補助内訳】 国1/3 県1/3</p>		3歳未満	3歳以上	4時間以内	1,200円	1,000円	4時間超	2,000円	1,800円	昼食代	300円		該当なし	該当なし
	3歳未満	3歳以上													
4時間以内	1,200円	1,000円													
4時間超	2,000円	1,800円													
昼食代	300円														
障害児保育対策事業	<p>【目的】 保育にかける心身障害を有する児童を受け入れることにより、その児童の心身の発達と処遇の向上を図る</p> <p>【概要】 障害児の保育を担当する保育士を配置するとともに、知識・技能の習得に努める。障害児1名につき1人の保育士を配置</p> <p>【事務手続】 保育所入所手続に該当があれば実施。 特別児童扶養手当の受給者が該当</p> <p>【費用】 通常の保育料のみ。</p> <p>【経費負担】 国1/3 県1/3（基準単価） 私立保育園には委託料として基準単価額を支出。</p> <p>【備考】平成15年度より国庫補助制度廃止</p>	該当者がいない	該当なし												

項目	協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い		
	保育所（園）		
	伊野町	吾北村	本川村
へき地保育事業	該当なし	該当なし	<p>【目的】 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行い、もってこれらの児童の児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【定義】 「へき地保育所」とは、児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するため、市町村が設置する施設。</p>
保育所給食	<p>【目的】 入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、楽しいという情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える等の教育的機能などの役割を果たす。</p> <p>【概要】 3歳未満児については完全給食、3歳以上児については副食給食を実施。献立作成については、ほけん福祉課地域栄養士が作成、保育所で調理をしている。</p> <p>また、あいの保育園では独自に献立を作成し3歳以上児も完全給食を実施している（別途負担金有り）</p> <p>【調理員研修】 県等の研修会参加の他、毎月ほけん福祉課地域栄養士と連携し研修を実施している。</p> <p>【経費】 保育所運営費において対応。保育職員給食については、児童とともに行うことを基本としており、別途に職員給食材料を徴収している。</p>	<p>【概要】 献立は主任保育士と調理員が作成し、保育所で調理している。</p> <p>【人員】調理員1名</p> <p>【負担割合】 個人負担なし（保育料に含む）</p>	学校給食を利用（牛乳なし）

項目	協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い		
	保育所（園）		
	伊野町	吾北村	本川村
保育所（園）入・退事務	<p>【概要】 保育の入所については、保育の実施に関する条例による、保育に欠ける児童を受け入れるものであり、年度当初の入所及び年度途中の随時入所（月の初日入所のみ）がある。また、家庭状況等による随時の退所手続がある。</p> <p>入所申込時期</p> <p>1月に各園の受付日を設定し実施する（新規・継続）、毎年12月広報にて周知を行うとともに、継続児については、各園において継続申込の周知を行う。途中入所児については、ほけん福祉課において随時行う。 保育所入所申込書（申込案内）は、ほけん福祉課及び役場各支所にて12月中交付する。継続児については各保育園においても配布する。</p> <p>申込方法</p> <p>保育入所申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて受付日に提出する。当初申込において添付書類が不足する場合は、3月10日までに保育所又はほけん福祉課へ提出。</p> <p>入所承諾</p> <p>提出した書類を審査し、保護者に対して入所承諾書又は入所不承諾書を送付する。入所決定した児童について児童台帳を作成し管理する。又入所不承諾者等についても記録を残す。</p> <p>退所等について</p> <p>保育所を退所する場合は、保育所退所届に必要事項を記入し当該保育所に提出する。入所申込書提出後入所を取りやめる場合（4月まで）は、入所申し込み取り下げ届を提出する。保育所退所届の提出があった時及び保育に欠ける事項が消滅した場合には保育実施解除通知書を保護者に送付する。【広域入所】保護者の事情により、居住地以外の保育所に入所する場合は、協議の成立した市町村間の委託契約を締結した保育所に於いて児童の受入及び児童の委託を行う。</p> <p>広域入所を希望する保護者は、居住地の市町村に入所の申し込みを行う。</p> <p>保育料については、居住する市町村の徴収基準額により居住する市町村が徴収する。運営費については、実施委託市町村が受け入れ市町村（保育所）に保育単価により納付する。</p>	<p>【概要】 保育所の入所については、年度当初及び随時に受付を行っている。</p> <p>（1）当初は前年の12月中を受付期間としている。</p> <p>（2）申込は役場所管課及び保育所で取り扱いしている。</p> <p>（3）申し込み後に入所承諾書を申請者に送付する。</p> <p>（4）乳児については生後5ヶ月を経過している場合許可をする。</p> <p>（5）退所する場合は届けを提出する。</p> <p>（6）広域入所については、該当者が生じた場合、関係市町村、機関で協議し対応する。</p>	<p>【概要】 4/1と10/1の2回を定期入所の基本としている 回覧での広報・募集を行う</p> <p>その他、転勤等による入退所は随時行う</p>

項目 協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い  
 保育所（園）

国の基準による階層	各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分			
	階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1	A	生活保護法による非保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円
第2	B	A D階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3	C	A D階層を除き前年度分の市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4	D 1	A階層を除き前年度分所得税が3,000円未満の世帯	25,300円	22,700円
	D 2	A階層を除き前年度分所得税が3,000円～20,000円未満の世帯	28,400円	27,100円
	D 3	A階層を除き前年度分所得税が20,000円～64,000円未満の世帯	32,100円	29,200円
第5	D 4	A階層を除き前年度分所得税が64,000円～100,000円未満の世帯	39,000円	31,950円
	D 5	A階層を除き前年度分所得税が100,000円～160,000円未満の世帯	46,000円	32,400円
第6	D 6	A階層を除き前年度分所得税が160,000円～180,000円未満の世帯	54,000円	34,700円
第7	D 7	408,000円以上の世帯	55,200円	34,700円

「母子世帯等」及び「在宅障害児（者）のいる世帯」で次表に掲げる階層に認定された場合は、それぞれ次表に掲げる額とする。

階層	3歳未満児	3歳以上児
B	0	0
C	18,500	15,500

B階層からD7階層までの世帯であって、同位置世帯から2人以上の児童が入所されている場合において、下表の第1欄の階層区分ごとに第2に掲げる児童については、下表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
B～D3階層に属する世帯	ア もっとも徴収基準額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、その内1人とする。）	徴収基準額票に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、その内1人とする。）	徴収基準額票×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額票×0.1
D4～D7階層に属する世帯	ア もっとも徴収基準額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、その内1人とする。）	徴収基準額票に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、その内1人とする。）	徴収基準額票×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額票×0.1

伊野町現況保育料金

項目

協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い  
保育所（園）

吾北村現況保育料金

国の基準による階層	各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分						
	階層区分	定 義	3 歳未満児	3 歳以上児			
第 1	A	生活保護法による非保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円	0 円			
第 2	B	市町村民税非課税世帯	基	6,880 円	4,630 円		
			半	3,440 円	2,310 円		
			1/10	680 円	460 円		
第 3	C 1 C 2 C 3	A 階層及び D 階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割のみ（所得割の額のない世帯）	基	7,830 円	5,270 円	
				半	3,910 円	2,630 円	
				1/10	780 円	520 円	
				基	8,890 円	6,330 円	
				半	4,440 円	3,160 円	
				1/10	880 円	630 円	
第 4	D 1 D 2 D 3 D 4	A 階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額が5,000円未満の世帯	基	10,150 円	7,580 円	
				半	5,070 円	3,790 円	
				1/10	1,010 円	750 円	
				9,000円未満の世帯	基	11,050 円	8,490 円
					半	5,520 円	4,240 円
					1/10	1,100 円	840 円
				9,000円以上17,000円未満の世帯	基	13,010 円	10,450 円
					半	6,500 円	5,220 円
					1/10	1,300 円	1,040 円
				17,000円以上40,000円未満の世帯	基	15,570 円	13,010 円
					半	7,780 円	6,500 円
					1/10	1,550 円	1,300 円
40,000円以上64,000円未満の世帯	基	18,230 円	15,670 円				
	半	9,110 円	7,830 円				
	1/10	1,820 円	1,560 円				
第 5	D 5 D 6 D 7 D 8	A 階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額が5,000円以上の世帯	基	20,900 円	18,340 円	
				半	10,450 円	9,170 円	
				1/10	2,090 円	1,830 円	
				80,000円以上110,000円未満の世帯	基	25,630 円	24,970 円
					半	12,810 円	12,480 円
					1/10	2,560 円	2,490 円
110,000円以上140,000円未満の世帯	基	32,140 円	31,950 円				
	半	16,070 円	15,970 円				
	1/10	3,210 円	3,190 円				
140,000円以上160,000円未満の世帯	基	35,910 円	32,410 円				
	半	17,950 円	16,200 円				
	1/10	3,590 円	3,240 円				
第 6	D 9 D 10 D 11 D 12	A 階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額が5,000円以上の世帯	基	39,680 円	32,410 円	
				半	19,840 円	16,200 円	
				1/10	3,960 円	3,240 円	
				160,000円以上180,000円未満の世帯	基	44,500 円	32,410 円
					半	22,250 円	16,200 円
					1/10	4,450 円	3,240 円
180,000円以上200,000円未満の世帯	基	51,300 円	32,410 円				
	半	25,650 円	16,200 円				
	1/10	5,130 円	3,240 円				
200,000円以上290,000円未満の世帯	基	52,440 円	32,410 円				
	半	26,220 円	16,200 円				
	1/10	5,240 円	3,240 円				
290,000円以上408,000円未満の世帯	基	54,860 円	32,410 円				
	半	28,430 円	16,200 円				
	1/10	5,480 円	3,240 円				
第 7	D 13		408,000円以上の世帯	基	54,860 円	32,410 円	
				半	28,430 円	16,200 円	
				1/10	5,480 円	3,240 円	

下段金額は、同一世帯に2人以上の児童が入所している場合、次の区分により2人目より適用する。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
C 1 ~ D 4 階層に属する世帯	最も徴収基準額が低い児童以外の児童	徴収基準額表の徴収×0.5（2人目）、0.1（3人目以降）基準額（注）10円未満の端数は切り捨てる。
D 5 ~ D 13 階層に属する世帯	最も徴収基準額が高い児童以外の児童	

項目	協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い		
	保育所（園）		
	伊野町	吾北村	本川村
本川村現況保育料金	階層なしの一律 500円 外に 給食費一律 3,700円 おやつ代 2,100円 } 計6,300円		
保育料の減免	<p>【母子世帯・在宅障害児（者）世帯の場合】            保育所徴収基準額表における、A・B階層に該当する世帯の児童については、保育料を賦課しない。C階層に該当する世帯の児童については、3歳未満児18,500円・3歳以上児15,500円とする。</p> <p>【2人以上入所の場合】            伊野町保育所徴収基準額表においてB階層からD7階層までの世帯であって、同一世帯から2名以上の児童が入所している場合において、BからD3階層に属する場合は最も徴収基準額の低い児童が満額、次に低額の児童が1/2、その他の児童は1/10となる。D4階層からD7階層に属する場合は最も徴収基準額の高い児童が満額、次に高い児童が1/2、その他の児童は1/10となる。</p> <p>【その他】            町長が特に必要と認めるときは、保育料を減免することができる。</p>	<p>【概要】            天災等特別な事情があるものについて、減免を必要とする場合、申請により保育料を減免することが出来る。</p> <p>【要件】            3人以上未就学児を養育している場合、第1子が就学するまでの間、第2子は2分の1、第3子以降を全額免除。B階層に属する世帯のうち、母子・父子家庭は全額免除</p>	減免の規定なし

項目	協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い		
	保育所(園)		
	伊野町	吾北村	本川村
保育料算定等	<p>この基準額に記載されない事項は、国の保育料徴収基準額表による。</p> <p>〔支出負担〕</p> <p>口座振替手数料 各金融機関1件につき10円</p> <p>〔電算システム〕</p> <p>口座振替電送・収納、未納等管理</p> <p>【納期】</p> <p>毎月 月末日 (土日祝祭日は翌日へ)</p> <p>4月分は5 / 3 1 5月分は6 / 1 5 12月分は12 / 2 7 月の異動は認めていない</p> <p>徴収事務</p> <p>【目的】</p> <p>保育料の口座振替等を実施することにより、保育料収納率の向上と、保育料の円滑な納入に資する</p> <p>【概要】</p> <p>平成12年度より、保育料口座振替処理を開始 平成15年3月現在利用者222名(利用率43.7%)</p> <p>【対象】</p> <p>利用できる金融機関 114銀行・四国銀行・高知銀行・高知信用金庫 伊野町農協・郵便局</p> <p>【経費】</p> <p>口座引落 1件につき10円(消費税含む) 平成14年度 24,400円</p> <p>【処理】</p> <p>金融機関の4営業日前に、税務課・その他口座振替実施課とともに電送処理を行い、電送終了後各金融機関にFAXで口座引落依頼通知を行う 保育料審議会</p> <p>【目的】</p> <p>保育保護者代表・福祉関係有識者等に委員を依頼、審議会の中で保育料に関する意見等を聴取することにより、保育料決定に資する</p> <p>【概要】</p> <p>各園から保護者代表1名、議会・社協・児童民生委員等11名の委員で実施、保育所の運営状況等の資料とともに、保育料基準額表(案)等の提案に対し審議するとともに、保育所の状況や意見等を述べる</p> <p>【経費】</p> <p>審議会委員日当のみ</p>	<p>【納期】</p> <p>毎月 25日 (土日祝祭日は翌日へ)</p> <p>月の異動については、日割計算をする</p>	<p>【納期】</p> <p>毎月 15日 (土日祝祭日は翌日へ)</p>

協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い  
 保育所（園）

平成15年度 保育所徴収基準額表（国の定める基準額表）			
各月初日	入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）
階層区分	定義		3歳未満児の場合 3歳以上児の場合
第1	生活保護法による非保護世帯（単給世帯を含む）		0円 0円
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円 6,000円
第3		市町村民税課税世帯	19,500円 16,500円
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	30,000円 27,000円 （保育単価限度）
第5		64,000円以上 160,000円未満	44,500円 41,500円 （保育単価限度）
第6		160,000円以上 408,000円未満	61,000円 58,000円 （保育単価限度）
第7		408,000円以上	80,000円 77,000円 （保育単価限度）

3 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が措置されている場合において、次表の第1欄の階層区分毎に第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

ただし、児童の属する世帯が2に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第3欄については、2に掲げる徴収基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする）	徴収基準額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童（最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする）	徴収基準額表 × 0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表 × 0.1
	ア 最も徴収基準が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする）	徴収基準額表に定める額
第5～第7階層に属する世帯	イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童（最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする）	徴収基準額表 × 0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表 × 0.1

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。

（1）「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。

（2）「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。  
 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。  
 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

（3）「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

階層区分	徴収基準額	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	18,500円	15,500円

項 目	協定項目 2 3 1 0 公の施設の取扱い 保育所（園）
参考法令等	<p>【児童福祉法】</p> <p>第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。</p> <p>2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</p> <p>第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。</p> <p>第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。</p> <p>1. 乳児 満1歳に満たない者</p> <p>2. 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでのもの</p> <p>3. 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者</p> <p>第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。</p> <p>2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。</p> <p>3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。</p> <p>4 市町村は、第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。</p> <p>5 市町村は、第1項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。</p> <p>第39条 保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。</p> <p>2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。</p>
留意事項	<p>児童福祉法第1条に、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と、国民と児童の側から児童福祉の理念である「児童福祉を補償するための原理」を規定されている。また、第2条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と、児童育成の責任が規定されている。保育所はこのような、児童福祉のための施設であり、保護者が働いたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において充分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有するものである。児童福祉法第39条は、保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童の保育を行うという保育所の目的を規定している。このことを念頭に、3町村の従来の実績を尊重し、新町の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するよう調整することが適当である。また、保育料については、一般的には、国の徴収基準にあわせて、合併後速やかに調整することが適当であるが、町村間において著しく差異があるので、激減緩和に努める必要がある。</p> <p>3町村において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育事業に相違がある。</li> <li>・保育料に相違がある。（伊野町においては保育料審議会の意見を聞き算定している。）</li> </ul>
調整方針（案）	<p>事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p> <p>保育料について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成20年度に伊野町の例により統一する。</li> <li>・へき地保育所については、地域性を考慮し、合併後調整する。</li> </ul>
協議の結果	

協議第42号

町村の慣行の取扱いについて

別紙のとおり町村の慣行の取扱い（名誉町民）を定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年10月24日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

協定項目	19 町村の慣行の取扱い		
調整項目	名誉町民		
名誉町民	伊野町	吾北村	本川村
	<p>平井康三郎（昭和58年1月15日名誉町民）</p> <p>本名 平井保喜 明治43年9月10日 伊野町4016番地に生まれる。</p> <p>学歴 伊野尋常小学校、土佐中学校を経て 東京音楽学校（現 東京芸大）を卒業</p> <p>彰歴 昭和11年 第5回日本音楽コンク ル第1位 昭和57年 勲四等旭日小授章 平成4年 よんでん芸術文化賞</p> <p>作曲 歌曲集に日本の笛、日本の花、名作集 平城山、九十九里浜・ふるさと ゆりかご、とんぼのねがね スキ - ・合唱賛歌等多数</p> <p>校歌 伊野小学校、伊野中学校 伊野南中学校、伊野商業高等学校 県立実践農業大学校 伊野町、高知市等の校歌、町歌を作曲</p>	<p>伊藤神谷（昭和63年3月19日名誉町民）</p> <p>本名 刈谷 渡 大正2年10月8日 伊野町中追814番地に生まれる。</p> <p>学歴 高知師範学校を卒業</p> <p>彰歴 昭和14年 大日本書道院第3回推薦 最高賞 昭和17年 第4回興亜書道連盟展内 閣総理大臣賞</p> <p>昭和61年 紺綬褒章授章</p> <p>作品 神谷自選集 雪月花書作集 神谷書作集</p> <p>職歴 昭和24年 文部省検定教科書調査員 昭和25年 東京等教育庁指導主事 昭和34年～49年 東京都小学校長 昭和50年 聖徳女子短期大学講師 昭和56年 文部省中学校書写指導書 作成委員 昭和58年 文部省高等学校芸術科書 道指導書作成委員</p>	<p>該当者なし</p>
調整方針 (案)	すでに伊野町において功績を称え、その称号を贈っていることから、新町の名誉町民として引き継ぐものとする。		
協議の結果			

議案第 1 1 号

平成 1 5 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算（第 2 号）  
（案）について

伊野町・吾北村・本川村合併協議会財務規則第 3 条の規定により、別紙のとおり平成 1 5 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算（第 2 号）を定めることについて、協議会の議決を求めます。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

平成 1 5 年度

伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算（第 2 号）

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算（第2号）

平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,451千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成15年10月24日 提出

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

会 長 塩 田 始

第1表 歳入歳出予算 補正 第2号

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 負担金		27,300	3,000	30,300
	1 負担金	27,300	3,000	30,300
3 諸収入		1	71	72
	2 雑入	0	71	71
4 県支出金		3,000	2,380	5,380
	1 県補助金	3,000	2,380	5,380
歳入合計		31,003	5,451	36,454

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		15,522	1,340	16,862
	2 事務局費	12,144	1,340	13,484
2 事業費		15,381	4,111	19,492
	1 事業推進費	15,381	4,111	19,492
歳出合計		31,003	5,451	36,454

平成 1 5 年度

伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算

( 第 2 号 ) 説明書

# 目 次

## 歳入歳出予算事項別明細書

1, 総括	.....	1
2, 歳入	.....	2
3, 歳出	.....	3
第 1 款 運営費	.....	3
第 2 款 事業推進費	.....	3

## 1. 総括

## 歳入歳出補正予算事項別明細書 第2号

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	27,300	3,000	30,300
3 諸収入	1	71	72
4 県支出金	3,000	2,380	5,380
歳入合計	31,003	5,451	36,454

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	県支出金	その他	
1 運営費	15,522	1,340	16,862		325		1,015
2 事業費	15,381	4,111	19,492		2,055		2,056
歳出合計	31,003	5,451	36,454		2,380		3,071

## 2. 歳入

1款:負担金

1項:負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 町村負担金	27,300	3,000	30,300	1 町村負担金	3,000	伊野町 1,000 吾北村 1,000 本川村 1,000
款合計	27,300	3,000	30,300			

3款:諸収入

2項:雑入

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	0	71	71	1 雑入	71	平成14年度分負担金精算額
款合計	0	71	71			

4款:県支出金

1項:県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	3,000	2,380	5,380	1 市町村合併支援事業費県補助金	2,380	市町村合併支援事業費県補助金
款合計	3,000	2,380	5,380			

歳入合計	31,003	5,451	36,454			
------	--------	-------	--------	--	--	--

### 3. 歳出

1款:運営費

2項:事務局費

(単位:千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一 財 源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県支出金	その他				
1 事務局費	12,144	1,340	13,484	0	325	0	1,015	11 需用費	650	消耗品費 630 印刷製本費 20
								19 負担金補助 及び交付金	690	県職員人件費(吾北村へ) 690
項合計	12,144	1,340	13,484	0	325	0	1,015			
款合計	15,522	1,340	16,862	0	325	0	1,015			

2款:事業費

1項:事業推進費

(単位:千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一 財 源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県支出金	その他				
1 事業推進費	15,381	4,111	19,492	0	2,055	0	2,056	11 需用費	750	印刷製本費 500 消耗品費 250
								13 委託料	3,361	電算システム統合事前調査 (追加分) 3,361
款合計	15,381	4,111	19,492	0	2,055	0	2,056			

歳出合計	31,003	5,451	36,454	0	2,380	0	3,071			
------	--------	-------	--------	---	-------	---	-------	--	--	--

## その他

### 1. 第11回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

日時：平成15年11月26日（水）午後2時～

場所：本川村プラチナ交流センター 大ホール

協議事項： 公共的団体等の取扱いについて〔協定項目第16号〕

各種団体への補助金、交付金の取扱いについて〔協定項目第17号〕

農林水産関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-12号〕

建設関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-14号〕